

外食産業等と連携した特用林産物の需要拡大対策事業

森のめぐみプロジェクト 食べて美味しい からだも嬉しい 新メニュー・新商品コンテスト 大賞受賞 補助金交付の際に必ず必要な実施事項および提出書類概要

	項目	内容	時期・期限	実施要領	別記様式
条件	原材料供給契約の締結	本事業で開発したメニュー・商品の原材料となる国産特用林産物について、安定して食材の供給が可能な生産者・団体と「原材料供給契約」を締結すること。 「原材料供給契約」は、補助交付の翌年から3年以上の期間の内容とする。	★実施年度中	3(2)	
条件	「国産特用林産物使用」明示	本事業で開発したメニュー・商品には、「国産特用林産物」を使用している旨を、メニュー表、商品の包装などに表示すること。	★商品発売時	3(3)	
条件	プロモーションの実施	本事業で開発したメニュー・商品のお披露目(プロモーション)を行う。 プロモーションの例) 販促ツールの作成、試作品の試食会、取引先を招いての商談会など。	★事業実施年度 10月頃までを想定	4(2)	
条件	製造など委託をする場合) 契約の締結	交付要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、事務局にその書類を提出する。	★事業実施年度	5-2(3)	
提出	事業実施計画の提出	定められた書式の「実施計画書」を記入、提出を行う ※成果目標は「本事業における国産特用林産物の使用量の10%以上増加させること」とする。 ※成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後とする。	★事業実施年度 一次通過後、速やかに	7(5) 10	第2号
提出	交付申請書の提出	定められた書式の「交付申請書」を記入、提出を行う	★事業実施年度 受賞後、速やかに	9-1(1)	第4号
提出	実施状況報告書の提出	「原料供給契約」の期間中、毎年度、「実施状況報告書」を記入、毎年5月31日までに事務局へ報告を行う	■毎年度 5/31まで	11-1	第5号
提出	補助金事業遂行状況の報告	交付年度の四半期ごとに「補助金事業遂行状況報告書」を提出 ※「概算払請求書」の提出に代えることが可能	★事業実施年度 四半期最終月の翌月 10日まで	11-2	第6号 第7号
提出	事業の評価・報告	成果目標への達成状況を「評価報告」	■目標年度の 翌年度6月30日まで	12	第8号
提出	概算払い	概算払を受けようとする場合に提出	★事業実施年度 当月分支払済額を翌月 10日まで	14	第9号
提出	実績報告書	実績報告書の提出	★事業実施年度 事業完了日から1カ 月又は翌年度の4/2 のいずれか早い日	15	第10号
条件	交付決定の取り消し等	法令、要綱に違反した場合、補助金の本事業以外での使用が判明した場合、補助事業に関して不正や事務手続きの遅延、他不適切な行為をした場合、補助事業の継続の必要がなくなった場合などにおいて、交付の取り消し、及び交付済の場合は返還を求める場合がある。		17	
条件	補助金の経理	補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入および支出を記載。補助金の用途を明らかにしておくこと。支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、事業完了日の翌年度から5年間保管		18	
条件	開発された商品・技術の帰属	本事業により発生した特許権等については、受賞後、条件順守の確認書を林野庁長官に提出することを前提に、受賞者に帰属させる。ただし、提出された著作物を成果の普及等に利用する(第三者に利用させる)権利については、林野庁長官に承諾を得ることとする。		21	
条件	収益納付	本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、年間の収益状況を記載した収益状況報告書を林野庁長官へ報告する。林野庁長官は、収益の全部、または一部の金額を国に納付を命じることができ(林野庁長官が特に必要と認める場合には、報告を求める期間や納付の期間を延長することができ	29年度から起算して3 年間 毎年6月30日ま でに	22	第12号
条件	報告	特例民法法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に該当する団体)は、「補助金等支出明細書」を作成し、「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」(別途作成)と合わせて、事務所に備付け公開、交付翌年度5月31日までに事務局へ報告する。	交付を受けた翌年度 5月31日まで	23	第13号

※上記は、特に重要な部分を整理した概要です。